

こんな相談、ありませんか？

● 加害者を引き離してほしい … 保護命令

被害者が更なる暴力に生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合、裁判所に申し立てを行うと加害者に対して「**保護命令**」が出されます。

⚠️ 接近禁止命令

付きまといや、住居・勤務先付近の徘徊を禁止します。電話・メール等を禁止することもできます。

⚠️ 退去命令

同居している住居から出ていくことを命じます。

● 離婚や養育費の相談をしたい … 法律相談

市無料法律相談（予約制・事前申込必要）

☎ 076-227-6040 毎月第3火曜日

※予約受付開始日は問い合わせください。

女性の権利 110 番（金沢弁護士会の無料法律相談）

☎ 076-221-0242 毎週水 12:30～14:30

● 児童虐待について相談したい … 子育て支援課

児童相談所

加害者への恐怖心から、子どもへの暴力を自分では止められないなど、子どもに関する相談に応じています。

☎ 076-227-6077

（子育て支援課）

📞 虐待かなと思ったら…

イチハヤク

189

児童相談所
虐待対応
ダイヤル

専門の相談員が
一緒に考えます

電話相談（24 時間受付）

DV相談+ 

つなぐ はやく

☎ 0120-279-889

メール相談・SNS相談

ホームページ（<http://soudanplus.jp>）

メール相談 24 時間受付

チャット相談 12:00～22:00

最寄りの相談機関
につながります

お急ぎの相談

はこちらへ DV相談ナビ ☎ #8008

ひとりで悩まずに、相談してください

石川県女性相談支援センター

相談室

◆ 配偶者暴力相談支援センター

各種相談受付のほか、一時保護や保護命令の利用などについて情報提供もしています

☎ 076-223-8655

月～金 8:30～17:15（面接相談）

◆ パープルサポートいしかわ

（いしかわ性暴力被害者支援センター）

カウンセリング等の心理的な支援のほか、警察への相談、産婦人科医療、法律相談など、関係機関との連絡調整もしています

☎ 076-223-8955

月～金 8:30～17:15

（緊急の場合は 24 時間 365 日対応）

DVホットライン

女性のための DV 専門電話相談

☎ 076-221-8740

月～金 9:00～21:00

土日祝 9:00～17:00



警察安全相談（県警本部県民支援相談課）

☎ 076-225-9110

電話 24 時間対応

月～金 9:00～17:00（面接相談）

女性の電話相談（野々市市市民協働課）

☎ 076-227-6129

月～金 9:00～17:00（祝日を除く）

⚠️ 身の危険を感じた時や緊急時は **110 番**



編集 野々市市男女共同参画推進員

発行 野々市市市民協働課 令和 2 年 11 月 改訂

〒921-8510 野々市市三納 1-1

TEL 076-227-6029

わたしらしく 生きる



みんなに知っておいてほしい

DV のこと

野々市市



配偶者や交際相手からの暴力は、重大な人権侵害であり、犯罪となる行為です

「自分が悪いのかも…」と思わないで！どんな理由であっても、誰にもあなたを傷つける権利はありません！

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、夫婦などの親密な間柄において、相手を思い通りにする (支配する) ことを目的に振るわれる、さまざまな暴力のことを言います。

「私が悪いから…」
 「きつとストレスのせい…」
 「いつか変わってくれるかも…」
 「私さえ我慢すれば…」
 と思いませんか？

何もかも抱え込み、自分で解決しようとしていませんか？

**一人で悩まないで
 早めの相談が
 問題解決への第一歩です**



「殴る」「蹴る」だけが暴力ではありません。暴力の形は巧妙化してきています。

身体的暴力

殴る・蹴る
 突き飛ばす
 物を投げつける
 髪を引っばる
 首をしめる など



性的暴力

性行為を強要する
 避妊に協力しない
 裸の写真を撮らせる
 わいせつな写真を無理に見せる など



経済的暴力

生活費を渡さない
 借金を重ねる
 外で働かせない
 お金の使途を細かくチェックする など



子どもを利用した暴力

子どもの前で暴力をふるう
 子どもに危害を加える
 とおどす
 子どもに悪口をふきこむ など



社会的暴力

行動を監視する
 外出を禁止する
 メールや通話履歴をチェックする
 友達との付き合いを制限する など



精神的暴力

怒鳴る、おどす
 バカにする
 無視する
 大切にしているものを捨てる など



特に精神的な暴力は、本人の判断力を奪っていくため、本人も周囲も気づかないまま被害が深まっていることも少なくありません。

子どもの目の前で行われる DV は 児童虐待

面前で行われる DV は、子どもにとって大きな衝撃やストレスとなります。また、DV が起きている家庭では、子ども自身も暴力を受けているケースがみられます。

パニック・悪夢
 不眠・夜尿

DV が子どもに与える影響

暴力で問題を解決しようとする

かんしゃく
 癩癩・いろいろ
 落ち着きがない



自分が DV の原因だと思う
 自己評価が低くなる

DV は子どもの心と身体の発達に様々な影響を与えます。

暴力は繰り返すうちに、エスカレートします

爆発期

感情が抑えられず、暴力をふるう



暴力のサイクル

緊張期

すぐに不機嫌になり、緊張感が増す



開放期

別人のように優しくなる



エスカレートすると、抜け出すことが難しくなります。



避難する場合 配偶者・パートナーがあなたの居所を捜す手がかりとなるようなものは残さないようにしましょう。

いざという時のために用意しておくよいもの

- 現金 ○キャッシュカード ○預金通帳
- 印鑑 ○健康保険証 ○運転免許証など身分証明書
- マイナンバーカード ○年金手帳
- 携帯電話 ○鍵 (自宅、車など)
- あなたや子どもの着替え (子ども用品)
- 常備薬、処方箋
- 暴力の記録・日記・診断書 (DV の証拠となるもの)

